

生活困窮者支援に係る県の事業、制度等

区分	種別	事業、制度名	事業等の内容	対象	担当部課	備考		
教育に係る支援・子どもの貧困問題に係る支援	修学支援	高等学校等就学支援金	高等学校在籍者に授業料相当額の就学支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減を図る。 ※申請書に課税証明書等を添付して学校に提出することが必要。	高等学校等在籍者(保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の額によって対象とならない場合がある。)	・環境生活部私学課 Tel059-224-2161 ・教育委員会教育財務課 Tel059-224-2940			
		学び直しへの支援	高等学校等中退者が高等学校に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)、授業料に係る支援を受けることができるよう、上記就学支援金相当額を支給する。	高等学校等中退者	・環境生活部私学課 Tel059-224-2161 ・教育委員会教育財務課 Tel059-224-2940			
		高校生等奨学給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に奨学給付金を支給する。 ※申請手続きが必要。	低所得世帯(道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯等)	・環境生活部私学課 Tel059-224-2161 ・教育委員会教育財務課 Tel059-224-			
		三重県高等学校等修学奨学金	経済的な事由により修学が困難な高校生等に、勉学に必要な資金の一部を貸与する。 ※無利子の貸付金であり、高校等卒業一定期間後返還が必要。	世帯の合計所得が一定額以下の世帯	・教育委員会教育財務課 Tel059-224-2944			
		特別支援学校就学奨励費	特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、交通費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を補助する。 ※申請書に、関係経費の領収書等を添付して学校に提出することが必要。	特別支援学校在籍者	・教育委員会特別支援教育課 Tel059-224-2961			
	心理的支援等	スクールカウンセラー等による支援	子どもの貧困問題をはじめ、不登校等の問題に対応するため、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして県立学校等に配置する。 また、スクールソーシャルワーカーを県立学校等に派遣し、関係機関とのネットワークを活用した支援を行う。	県立学校等	・教育委員会生徒指導課 Tel059-224-2372			
		その他	授業料の減免(県立高等学校)	家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難と認められる生徒などの授業料の全部又は一部を減免する。	就学支援金の対象とならない者	・教育委員会教育財務課 Tel059-224-2940		
	税	納税猶予等	県税の納税猶予等	県税について、納税者等が病気、負傷した場合など納付することができないと認められる場合には、徴収を猶予することができる。(換価の猶予、滞納処分の停止等を含む。) 個人事業税については、天災その他特別の事情により生活が困難となった場合には、減免することができ	生活困窮等	総務部 税収確保課 Tel059-224-2131		
			居住支援	公営住宅の供給	民間の賃貸市場において住宅を確保することが困難な低所得者に対し、低廉な県営住宅の家賃で住宅を供給する。 ※定期募集は毎年4月、7月、10月、1月で、申込書は指定管理者及び各建設事務所等で配布している。	低所得者	県土整備部 住宅政策課 Tel059-224-2703	
				子育て世帯への支援	母子世帯、父子世帯、多子世帯など住宅困窮度の高い子育て世帯について、県営住宅の入居募集にあたり、優先的な取扱を行う。	子育て世帯	県土整備部 住宅政策課 Tel059-224-2703	
雇用	職業訓練	民間賃貸住宅の登録制度	高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等、住宅の確保に特別な配慮を要する方(住宅確保要配慮者)の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録・普及等を行う。	住宅確保要配慮者	県土整備部 住宅政策課 Tel059-224-2720			
		職業訓練の優先枠	①いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母等、②自立支援プログラムに基づき、福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者又は生活保護受給者、のうち、公共職業安定所長の受講推薦等があった者には、一部の訓練コースに優先	母子家庭の母等	・雇用経済部雇用対策課 Tel059-224-2286 ・雇用経済部津高等技術学校 Tel059-234-2839			
		津高等技術学校の授業料の減免等	経済的理由等により授業料の納付が困難であると認められる場合には、授業料の減免、徴収猶予を行うことができる。	生活困窮等				